

事業復活支援金申請に関わる「事前確認」のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、対象月の30%以上減少した法人・個人事業者等に向け国の「事業復活支援金」が新たに創設されました。

本支援金の申請にあたり事前に登録確認機関での「事前確認（営業実態等）」を受ける必要があります。事前確認の詳細・進め方につきまして下記によりご確認ください。

【重要】

- ・国の「一時支援金」「月次支援金」を受けていない申請希望事業者様は事前確認が必要です。
過去にこれら支援金を受給された事業者は事前確認は不要です。
- ・当所での事前確認は、営業実態及び制度理解の確認を行う手続きとなります。申請や採択を確約するものではありません。

事前確認の手続きについて（※一時支援金・月次支援金受給事業者は手続き不要です）

◎当所会員事業所における事前確認の手順

1. 支援金 HP より申請 ID を取得してください。 <https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>
2. 当所での事前確認を希望する場合は 電話 0164-42-2058 へお申込下さい。
3. お手元に「申請 ID」、法人の場合は法人番号、「[所定の宣誓・同意書【PDF】](#)」、[留萌商工会議所様式のチェックシート【PDF】](#)をダウンロード・印刷してお手元にご用意下さい。
3. チェックシートの内容を全て確認・記入いただきましたら、「宣誓・同意書」と「チェックシート」を窓口にてご提出願います。
4. 当所で内容確認が済み次第、本所が申請事務局へ確認済通知を発行し、その旨を事業所の代表者様へ連絡いたします。申請者様は次の手順（本申請）に進みます
※当所での事前確認にかかる所要時間は当日中もしくは 1 営業日程度となります。
※上記「[チェックシート【PDF】](#)」は、当所会員企業のみ使用いただける書類となります。

注意：当所での事前確認を終了後は、必ずご自身でマイページより申請手続きを完了させてください。（当所での事前確認終了時は申請の途中です）

☆電子申請が難しい場合（スマートフォン、PC 等あれば）申請のお手伝いをさせていただきます。別途ご相談ください。

◎未入会の事業所様における事前確認について

ご相談の際は必ず事前に当所までご連絡（☎0164-42-2058）願います。

制度について…
対象になるかについて…
書類が揃わない等…



お問合せ先：事業復活支援金事務局 相談窓口
0120-789-140